

令和6年度
介護サービス事業所での
事故報告について

豊島区 福祉部 介護保険課

はじめに

- ▶ 介護サービスを提供する際に事故が発生したときには、利用者の治療対応やご家族への連絡等、事業所としてとるべき対応が多岐にわたります。とりわけ、事故の報告は欠くことのできない重要事項です。
- ▶ 介護サービス事業所には、事故の防止及び事故発生時の対応が、それぞれのサービス種別ごとの「基準」で定められています。

【参考】介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

▶介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
(平成十一年三月三十一日 厚生省令第四十号)

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第36条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

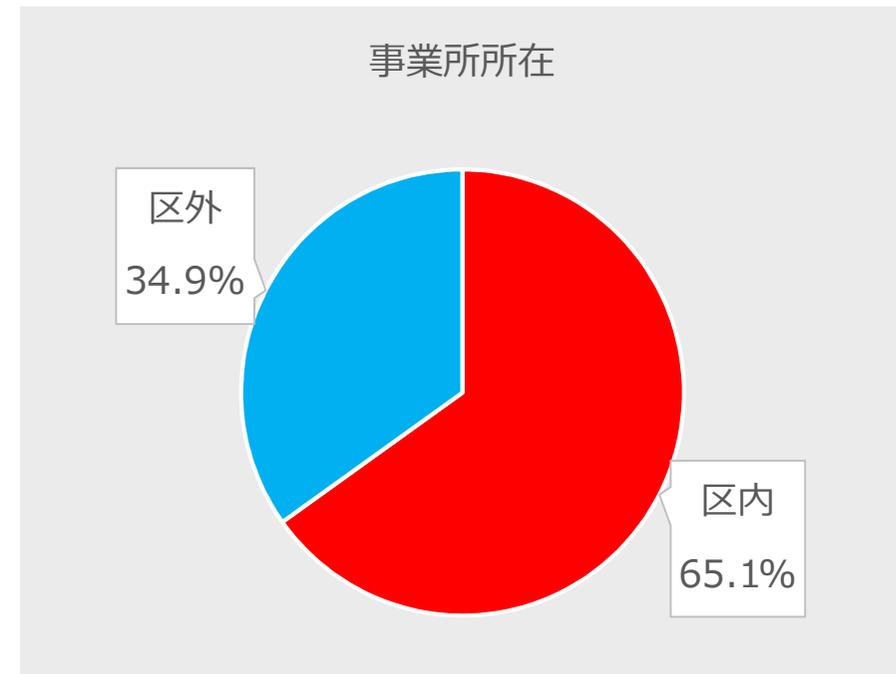
4 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保険施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- ▶ 前スライドまでの規定は例示として示したものであり、実務上は各サービス種別の個別規定を参照してください。
- ▶ サービス種別によって文言は少しずつ異なってはいますが、同内容の規定は必ず設けられています。このように事故について連絡（報告）をすることは、法令上の「義務」となっています。
- ▶ ここでは、令和6年度中に豊島区によせられた事故報告についてとりまとめたので、次スライド以降報告をさせていただきます。

1. 事故が発生した事業所の所在

- ▶ 全631件のうちおよそ3分の2（411件）が豊島区内の介サービ事業所での事故となっていますが、住所地特例施設等の区外事業所からの報告も一定数ありました。

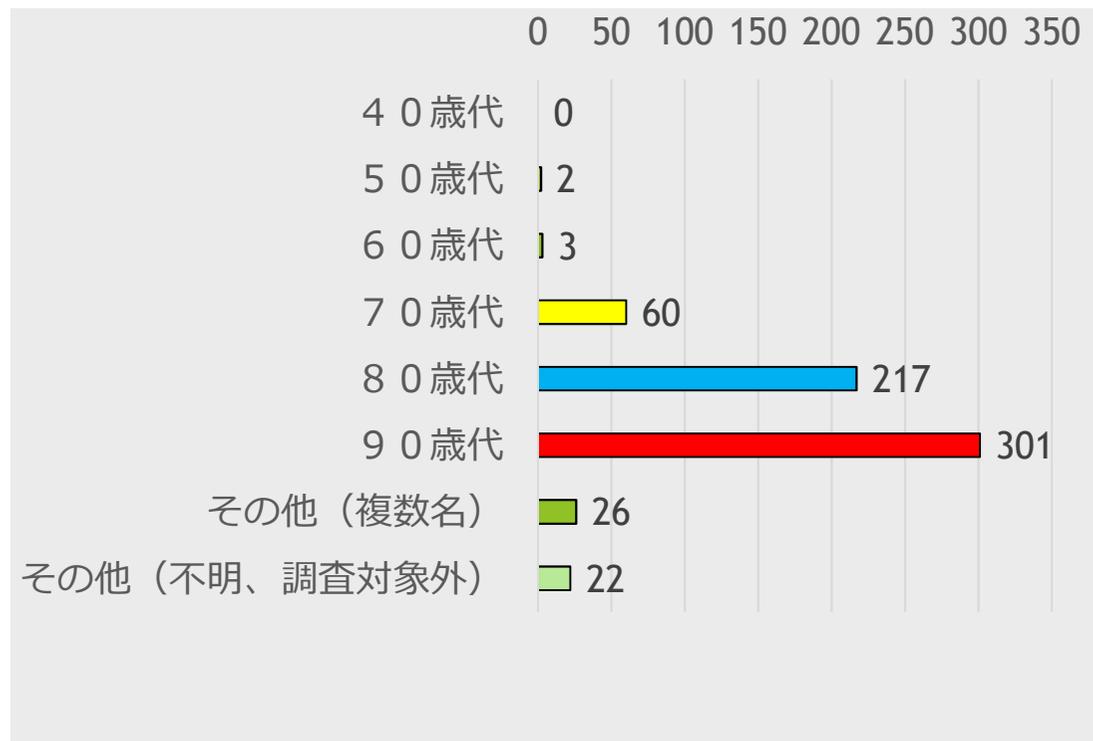
事業所の所在	件数	割合
区内	411	65.1%
区外	220	34.9%
合計	631	100%



2. 事故当事者の年齢

- ▶ 90歳代が最も多く、次いで80歳代となっています。
年齢が上がるにつれ事故当事者となる傾向がうかがえます。

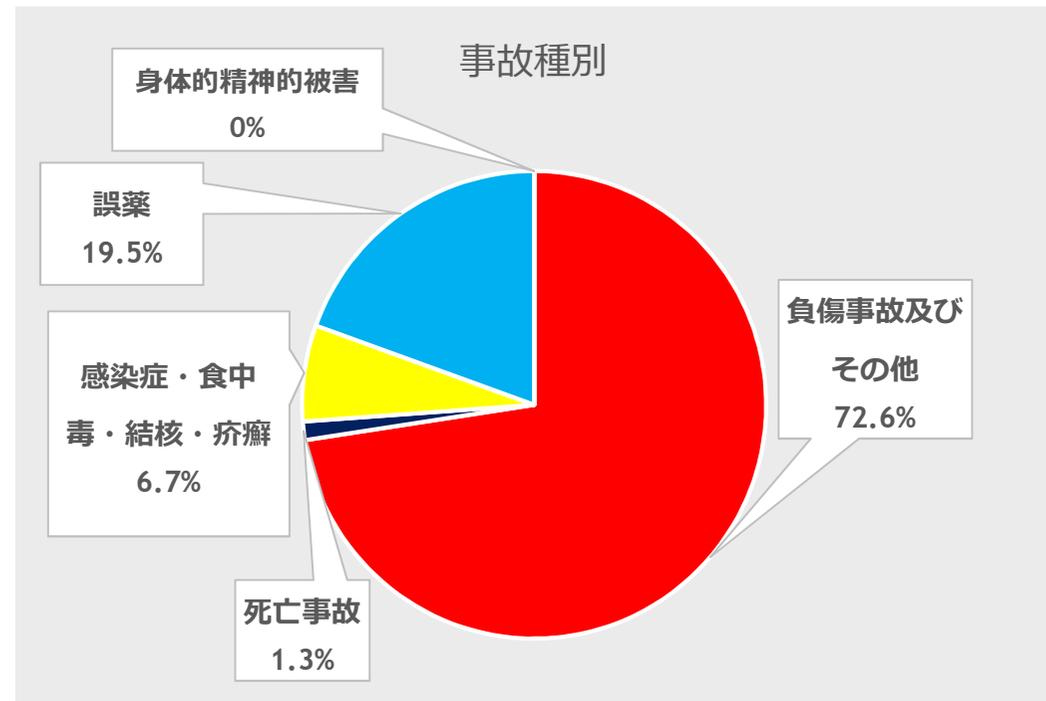
年齢	人数	割合
40歳代	0	0%
50歳代	2	0.3%
60歳代	3	0.5%
70歳代	60	9.5%
80歳代	217	34.4%
90歳代	301	47.7%
その他(複数名)	26	4.1%
その他(不明、調査対象外)	22	3.5%
合計	631	100%



3. 事故の種別

▶ 負傷事故及びその他（骨折、裂傷など）が最も多く、全体の約4分の3を占めています。次いで誤薬（薬の飲み忘れ、飲み間違い、与薬もれ等）となっています。

事故の種別	件数	割合
負傷事故及びその他	458	72.6%
死亡事故	8	1.3%
感染症・食中毒・結核・疥癬	42	6.7%
誤薬	123	19.5%
身体的精神的被害	0	0%
合計	631	100%



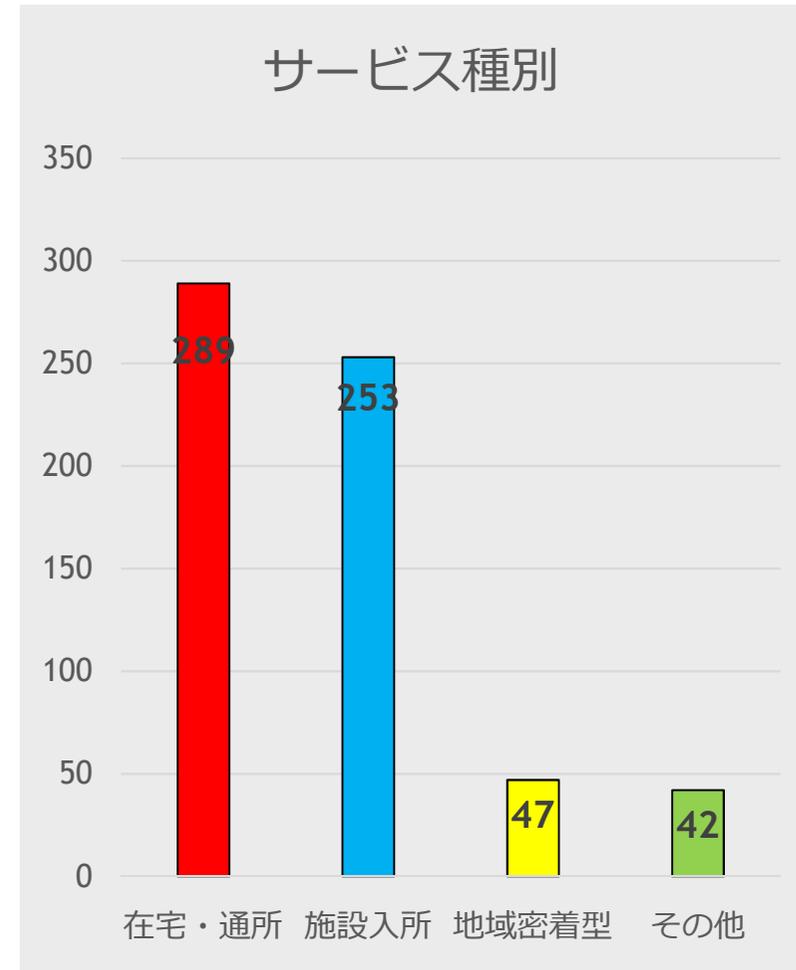
※端数処理の関係上、個別項目の合計割合が100%になっていません。

4. サービス種別毎の事故件数

- ▶ 特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が報告された事故の大多数を占めていました。次いで認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、介護老人保健施設が多くなっていました。サービス提供時間が長いサービス種別ほど事故報告件数が多くなっている傾向があります。

4. サービス種別毎の事故件数

在宅・通所	件数	割合
訪問介護	5	0.8%
訪問看護	2	0.3%
通所介護	17	2.7%
短期入所生活介護	17	2.7%
短期入所療養介護	1	0.2%
特定施設入所者生活介護	247	39.1%
施設入所		
介護老人福祉施設	220	34.9%
介護老人保健施設	33	5.2%
地域密着型		
認知症対応型通所介護	4	0.6%
小規模多機能型居宅介護	5	0.8%
認知症対応型共同生活介護	35	5.5%
複合型サービス	3	0.5%
その他		
不明	42	6.7%
合計	631	100%



以上が令和6年度中の豊島区に報告があった介護サービスでの事故となります。

- ▶事故の事例や再発防止策につきましては、公益財団法人介護労働安定センターが平成29年度に行った「介護サービスの利用に係る事故の防止に関する調査研究事業」に詳しく分析されていますので、参考にしてください。
- ▶現在「介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領」の改訂を行っております。詳細につきましては、後日ケア倶楽部にてお知らせいたします。

関連サイト及び資料

▶ 公益財団法人 介護労働安定センター

平成29年度「介護サービスの利用に係る事故の防止に関する調査研究事業」について

https://www.kaigo-center.or.jp/report/sonota/h29_roujinken_01_20171024.html

トップページ>介護労働実態調査等「その他の調査」>老人保健健康増進事業一覧平成29年度「介護サービスの利用に係る事故防止に関する調査研究事業」について>調査結果「「介護サービスの利用に係る事故の防止に関する調査研究事業」報告書」

▶ 「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001569590.pdf>

介護保険課（事業者指導・監査グループ）

TEL : 03-3981-1474 FAX : 03-3981-6208

Email : A0029026@city.toshima.lg.jp